

イノアック国際教育振興財団第34期奨学生募集要項

1. 対象者 (タイプA) 日本の大学・大学院に在学している外国人留学生
(2020年4月以降に1年以上継続して勉学をする学生)
(タイプB) 日本の大学・大学院に在学もしくは在籍中の日本人学生で外国に留学しようとする者
(2020年4月以降に10か月以上留学する学生)
※1 大学の研究生は対象外。
※2 給付期間中、貸与型も含め他から奨学金を受けていないこと。
※3 タイプBは、2020年3月卒業見込の方も応募可。(留学開始時には、日本の大学を卒業していてもよい)

2. 奨学金 (タイプA) 月額5万円 (タイプB) 月額10万円

3. 給付方法 3ヶ月毎(3月、6月、9月、12月)に、レポートの提出と引換えに3か月分ずつ指定口座に振り込み。

4. 給付期間 (タイプA) 2020年4月から2022年3月分迄の1年以上2年以内
(タイプB) 2020年4月分以降で留学開始時期より10か月以上2年以内

5. 採用人数 合計11名前後(タイプA、タイプB併せて)

6. 応募方法 必ず大学のご担当者を通して提出下さい。(個人での応募不可)

7. 応募書類
- 【タイプA(外国人留学生)】
- ① 奨学生推薦書 [様式1]・・・PDF
 - ② 奨学生願書 外国人留学生用 [様式2]・・・エクセルデータ
 - ③ 留学の目的及び将来への抱負 [様式4]・・・エクセルデータ
 - ④ 学生生活に関するアンケート 外国人留学生用 [様式5]・・・エクセルデータ
 - ⑤ 学業成績証明書(応募時点で入手できる最新のもの)・・・PDF
- 【タイプB(日本人学生)】
- ① 奨学生推薦書 [様式1]・・・PDF
 - ② 奨学生願書 日本人学生用 [様式3]・・・エクセルデータ
 - ③ 留学の目的及び将来への抱負 [様式4]・・・エクセルデータ
 - ④ 学生生活に関するアンケート 日本人学生用 [様式6]・・・エクセルデータ
 - ⑤ 学業成績証明書(応募時点で入手できる最新のもの)・・・PDF
 - ⑥ 受け入れ大学の受入承諾書(未入手の場合は、入手次第提出)・・・PDF
(未入手の場合は、入手次第提出)

※PDFで送付する書類は、手書き・データ入力いずれも可。エクセルデータで送付する書類は、手書き不可、データ入力のみ。
※セキュリティの関係上、パスワードを設定する場合は、パスワードも併せてご連絡願います。

7. 願書締切 2019年11月1日(金) メール送信のみ受け付け
※大学の規則上、メールでのデータ送信ができない場合は、下記まで連絡をお願いします。

8. 送信先 公益財団法人イノアック国際教育振興財団 事務局 白須由樹子 E-mail: scholarship@inoac.co.jp

9. 選考方法
- (タイプA) 【書類選考】 提出書類について審査・選考
【筆記試験/一次面接】 筆記試験: 日本語の読み書き、作文等
集団面接: 2~3名の集団面接(日本語)
●12月上旬頃に、東京・大阪・名古屋・(福岡)にて実施予定
【最終面接】 2月上旬~中旬に東京都内にて実施予定
- (タイプB) 【書類選考】 提出書類について審査・選考
【一次面接】 集団面接: 2~3名の集団面接
●12月上旬頃に、東京・大阪・名古屋にて実施予定
【最終面接】 2月上旬~中旬に東京都内にて実施予定

上記及び本制度主旨に則り、総合的に判断の上、最終選考致します。
※タイプA・B共に一次面接の試験会場までの交通費は、自己負担となります。最終面接のみ財団で負担します。

10. 結果通知 本人宛郵送(3月上旬) ※合格者のみ学校へも連絡します。

公益財団法人イノアック国際教育振興財団奨学金給付ガイドライン

【 目的 】

日本から海外の大学等に留学する者及び、海外から日本の大学等へ留学する者に対する奨学援助に関する事業を行い、わが国と諸外国との相互理解の促進に寄与するとともに、世界に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

【 事業 】

- (1) 日本人学生の海外留学に対する奨学金の支給。
- (2) 外国人留学生に対する奨学金の支給。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

【 応募 】

- (1) 応募する者は自ら学ぶ意欲が高く、学業に精進している者であること。
- (2) 学校（学長又は学部長）推薦があること。

【 採用 】

応募者の応募書類、筆記試験、集団面接を通して第一次選考を行い、面接による第二次選考により合格者を内定し、理事会での承認を得て、各学校宛に合格の旨を伝える。

【 奨学生の義務 】

- (1) 一層学業に精進し健康に留意して、本財団の期待する奨学生に相応しい態度であること。
- (2) 奨学金は学業のために使い、他の目的に使用しないこと。
- (3) 本財団が実施する行事に参画し、奨学生相互の啓発向上に努め、志を高めること。
- (4) 以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。
 - ① 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
 - ② 休学、復学、転学、留学、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
 - ③ 他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。
- (5) ガイドラインに著しく違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること。

特別の理由がなく上記（１）～（５）の義務を怠ったときは、奨学金の支給を停止します。

【 奨学生終了後の心構え 】

本財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えております。奨学生終了後も連絡が取れるようにしてください。

- (1) 奨学生終了後も氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の事項に変更があった場合には本財団までお知らせ下さい。
- (2) 就職・転職等の場合には、本財団までお知らせ下さい。
- (3) 研究の成果、書籍の出版、新聞への掲載、論文の発表等の報告は大歓迎です。